第明治三二十種郵便物認可
△
○
○

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一
特殊法人等
平成二十七事業年度独立行政法人都市再生機構の財務諸表、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、型式適合認定関係　二〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　三三
会社その他
会社決算公告

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第４９６号
札幌市西区八軒１条西２丁目５番22―306号
債務者　袴田　健次
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星原　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３９４号
横浜市中区寿町２丁目６番地４　鳥海ハイム402号室
債務者　進藤　大輔
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０９８号
名古屋市中区栄３丁目23番14号　シティライフ栄1105号
債務者　安部　一樹
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**眞**家　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４２号
北海道留萌市大字留萌村字留萌原野16線11番地の25
債務者　田中　　聡
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８４６号
大阪市天王寺区生玉町７番８号　生玉パークハイツ902号、前住所大阪市阿倍野区王子町１丁目５番24号　プレシャス・ＵＳ803号
債務者　久恒　　豊
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５号
岐阜県美濃加茂市加茂野町木野963番地　ＣＲＥＡ優美202、前住所岐阜県美濃加茂市前平町２丁目111番地２　ハートフル杏子１Ｂ
債務者　豊田　義久
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第２９５１号
大阪市西区新町１丁目33番11―1003号
債務者　鴻巣真由美
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋野　修司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９５２号
大阪市西区新町１丁目33番11―1003号
債務者　鴻巣　幹夫
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋野　修司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９８４号
大阪市大正区泉尾５丁目６番19号
債務者　山本工務店こと　山本　達雄
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新田　紀仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７号
京都府京丹後市網野町網野73番地の40
債務者　森岡　照美
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤居　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第３８号
茨城県桜川市久原452番地４
債務者　小松本勝利
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月28日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１９号
熊本県球磨郡あさぎり町岡原南2850番地
債務者　野中　零子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　知寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
熊本地方裁判所人吉支部